

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
第 2 重加算税の計算 （重加算税を課す留保金額の計算等） 4 特定同族会社が重加対象所得から留保した部分の金額（以下「留保金額」という。）に対して課される法人税法第67条第1項《特定同族会社の特別税率》の規定による法人税額については、重加算税を課することになる。この場合、その課税の対象となる留保金額は、更正等の後の留保金額から重加算税を課さない部分の留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の留保金額の計算については、その計算上控除すべき同法第67条第3項の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税及び市町村民税の額は、<u>それぞれ次に掲げる金額</u>による。 (1) <u>法人税額</u> <u>その不正事実以外の事実に基づく所得金額について計算した金額</u> (2) <u>地方法人税額</u> <u>その不正事実以外の事実に基づく所得金額を基礎として計算した金額</u> (3) <u>道府県民税及び市町村民税の額</u> <u>その不正事実以外の事実に基づく所得金額を基礎として計算した金額</u>	第 2 重加算税の計算 （重加算税を課す留保金額の計算等） 4 特定同族会社が重加対象所得から留保した部分の金額（以下「留保金額」という。）に対して課される法人税法第67条第1項《特定同族会社の特別税率》の規定による法人税額については、重加算税を課することになる。この場合、その課税の対象となる留保金額は、更正等の後の留保金額から重加算税を課さない部分の留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の留保金額の計算については、その計算上控除すべき同法第67条第3項の法人税額並びに道府県民税及び市町村民税の額は、<u>その不正事実以外の事実に基づく所得金額について計算した金額</u>による。